

令和6年度 第1回 白山市総合教育会議

日 時 令和6年7月31日（水）午後3時

場 所 白山市役所4階 402会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会議事項

(1) 白山市教育大綱について

～第2次白山市教育振興基本計画への一本化～

(2) 不登校児童生徒に対する支援の充実について

(3) その他

4 閉 会

令和6年度 第1回白山市総合教育会議 出席者名簿

職 名	氏 名
白山市長	田 村 敏 和

白山市教育長	清 水 茂
白山市教育長職務代理者	竹 内 千 恵 子
白山市教育委員	小 寺 正 彦
白山市教育委員	尾 張 勝 也
白山市教育委員	安 川 薫
白山市教育委員	佐 賀 一 夫

【事務局】

教育部長	谷 口 由 紀 枝
教育総務課長	西 村 幸 広
学校教育課長	藤 法 生
学校指導課長	齋 藤 信 之
生涯学習課長	米 木 伸 一
松任図書館長	澤 田 憲 司
子ども総合相談室長	浅 香 弥 生
ジオパーク・エコパーク推進課長	山 口 昭 恵
文化課長	小 中 和 也
スポーツ課長	西 田 剛 志
協働推進課長	横 川 元 子
保育こども園課長	酒 井 誠 一
教育総務課長補佐	長 島 史 晃
教育総務課係長	山 崎 有 香

令和6年度第1回総合教育会議 テーマ案（1）

教育総務 課

○意見交換テーマ

テーマ	白山市教育大綱について ～第2次白山市教育振興基本計画への一本化～
内 容	本市の教育において、目指す姿と施策の方向性を指し示す、第2次白山市教育振興基本計画を策定するにあたり、白山市教育大綱を同計画に一本化する。
具体的説明	本市では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、地方教育行政の法律に基づき、令和2年に「白山市教育大綱」を定めている。 一方で市教育委員会では、教育基本法に基づき、平成26年2月に「白山市教育振興基本計画」を策定し、学校教育の充実や、だれもが生涯を通じてあらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を目指してきた。 そうしたなかで、大綱及び計画がいずれも終期を迎えることから、大綱と計画の連動性を高め、より分かり易くすることを目的として、文科省の通達に基づき、今年度策定を行う「第2次白山市教育振興基本計画」を以て大綱に代えることとする。 なお、同計画は、教育をめぐる社会情勢が多様化・複雑化し、教育環境が大きく変遷するなかで、白山手取川ユネスコ世界ジオパークの認定や能登半島地震の発生等も踏まえ、本市の教育において、令和7年度からの8年間において、目指す姿と施策の方向性を指し示すものである。 <別添資料> 資料1 大綱と計画の一本化について 資料2 計画策定の概要について 資料3 （概要）計画の素案（第3章まで）

白山市教育大綱と白山市教育振興基本計画の一本化について

1. 法律上の位置付け

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)	教育基本法(平成18年法律第120号)
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画

2. 本市の教育大綱と教育振興基本計画の比較

	白山市教育大綱	白山市教育振興基本計画
策定年月	令和2年2月	平成26年2月(H31.2月改定)
期間※	令和2年度から5年度まで (4か年)	平成26年度から令和5年度まで (10か年)
基本理念	ふるさと白山市を愛し、誇りに 思える人づくり	ふるさと白山の 未来を拓く ひ とを育てる ～地域とともに
基本目標	1. 郷土愛を育む教育の推進 2. 確かな学力の形成と教育環境 の整備 3. 健康な心と体を育む教育の充 実	1. 確かな学力の形成と豊かな心 の育成 2. 教育環境の整備充実 3. 文化の継承と創造 4. 地域に根ざした特色ある学校 の創造 5. 生涯にわたり学び続ける環境 づくり 6. 健康な心身をはぐくむスポー ツの推進

※令和5年の市組織変更により、期間はいずれも1年延長

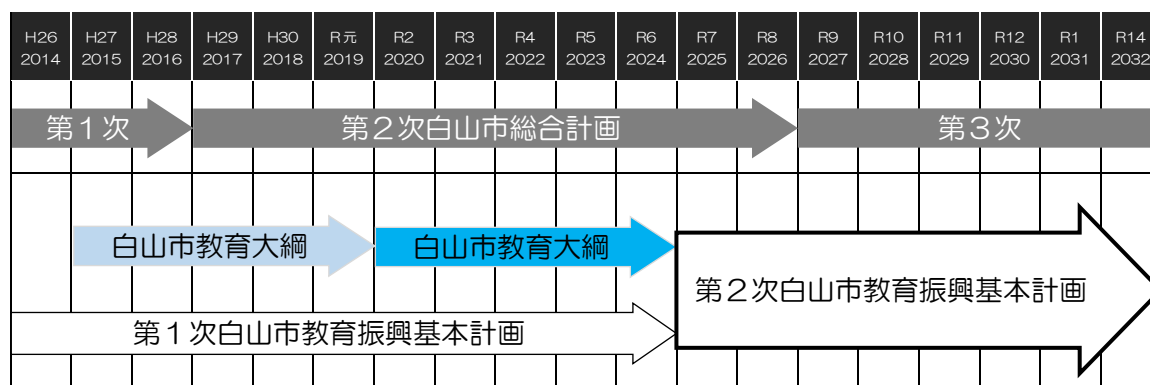
3. 一本化の理由及び根拠

本市の大綱と計画がいずれも終期を迎え、新たに策定するにあたり、大綱と計画の連動性を高めることや、より分かりやすくすることを目的に一本化する。

(平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知 一部抜粋)

「地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。」

4. 計画期間等のイメージ



5. その他

＜県内の策定状況／R6.4月現在＞

大綱と計画を一本化している・・・石川県のほか、小松市や能美市など7市
大綱と計画を別々に策定している・・・金沢市、野々市市、輪島市の3市

第 2 次白山市教育振興基本計画 策定の概要について

1. 策定の経緯等

本市では、平成 26 年 2 月に、目指すべき教育の理念や方向性、取組み等を示す「白山市教育振興基本計画」を策定し、学校教育の充実や、だれもが生涯を通じてあらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を目指してきました。

そうした中で近年は、全国的に人口減少や少子高齢化が進み、ICT やオンライン環境の普及、グローバル化の進展、地球環境問題など、教育を取り巻く環境が急速に変化しています。

ことに本市においては、昨年 5 月に白山手取川ジオパークがユネスコ世界ジオパークに認定される一方で、本年元旦には能登半島地震が発生し、県内に甚大な被害をもたらすなど、教育行政にも大きな影響を及ぼす事象が生じています。

ついては、これらの情勢を踏まえて、今後の本市の教育において、目指す姿と施策の方向性をあらためて指し示す、第 2 次白山市教育振興基本計画を策定するものです。

2. 策定の方法

教育委員会が策定委員に対して計画策定を諮問し、答申をいただきます。

計画の素案は作業部会で作成し、その内容について策定委員会で審議を行います。

(1) 策定委員会

- ・要綱により設置。学識経験者、各種教育団体等により構成
- ・設置期間 令和 6 年 6 月～令和 7 年 3 月

(2) 作業部会

- ・部局横断した 11 部署 14 名の職員（主に補佐級）で構成

3. 策定のスケジュール

※次頁参照

第2次白山市教育振興基本計画 策定スケジュール

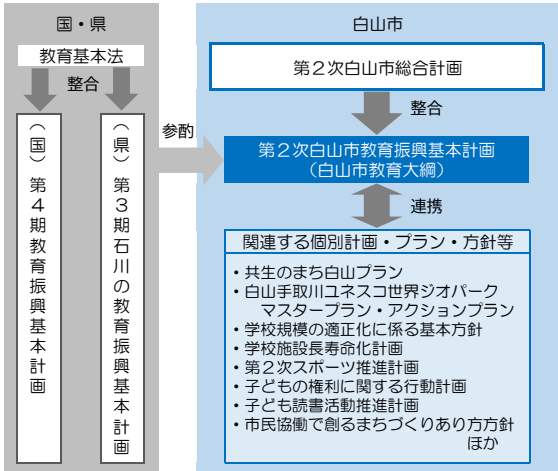
年 月 日	事 項
令和6年 3月26日	第1回 作業部会
4月19日	第2回 作業部会
5月31日	第3回 作業部会
6月26日	第1回 策定委員会 (1) 計画の策定について（諮問） (2) 委員長・副委員長選出 (3) 第2次白山市教育振興基本計画（素案）について
7月26日	第4回 作業部会
7月31日	令和6年度 第1回白山市総合教育会議 第2次白山市教育振興基本計画（骨子案）について報告
9月	第5回 作業部会
10月3日	第2回 策定委員会 (1) 第2次白山市教育振興基本計画（素案）について
11月	白山市教育委員会会議 第2次白山市教育振興基本計画（素案）について
12月	市議会文教福祉常任委員会・市議会全員協議会 第2次白山市教育振興基本計画について報告（概要版）
令和7年 1月	パブリックコメントの実施
2月	第6回 作業部会
	第3回 策定委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第2次白山市教育振興基本計画（案）について
	策定委員会からの計画案答申を教育委員会が受理
2月	白山市教育委員会会議 第2次白山市教育振興基本計画を策定
3月	市議会文教福祉常任委員会・市議会全員協議会 第2次白山市教育振興基本計画について報告（概要版）

第1章 計画策定の背景と目的

■1 計画の性格

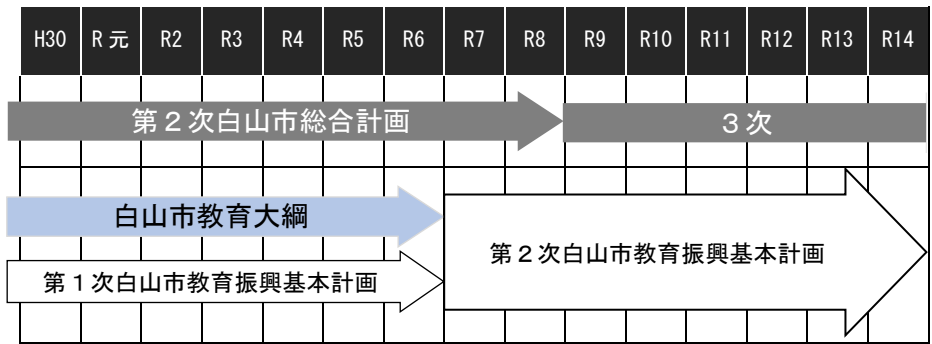
教育基本法第17条第2項に基づき定める、教育の振興のための基本的な計画であるとともに、地方教育行政の法に基づく「教育大綱」として位置付けます。

国や県の教育振興基本計画を参酌するとともに、総合計画のほか、市の個別計画等と整合・連携します。

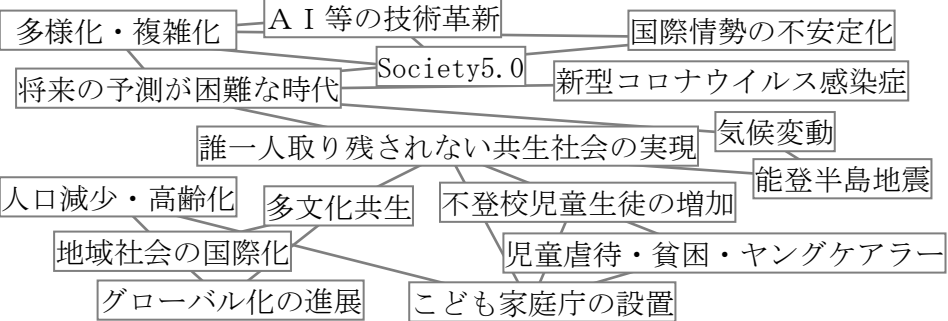


■2 計画の期間

令和7年度から令和14年度までの8年間とします。



■3 教育をめぐる社会情勢



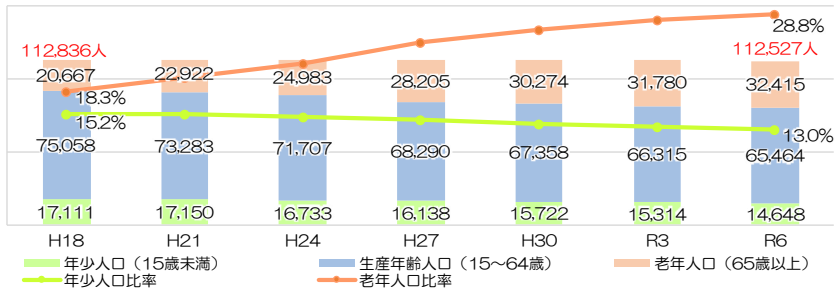
■4 国、県の動向

国	学習指導要領の改訂と全面实施（小学校 R2～／中学校 R3～）	
国	こども基本法の施行とこども家庭庁の創設（令和 5 年 4 月）	
国	第 4 期 教育振興基本計画（令和 5 年 6 月）	期間：R5～R9
	二つのコンセプト ◎持続可能な社会の創り手の育成 ◎日本社会に根差したウェルビーイングの向上	
県	第 3 期 石川の教育振興基本計画（令和 3 年 3 月）	期間：R3～R8
	基本理念「未来を拓く心豊かな人づくり」	

第2章 白山市の教育の現状

■1 白山市の地域特性

山・川・海の豊かな自然に恵まれ、県内最大の面積を有する人口約11万人のまち／人口はほぼ横ばいですが、少子高齢化が進んでいます。



★白山手取川ユネスコ世界ジオパークの認定（令和5年5月）

地質遺産等を用いた教育活動の普及・発展を更に進めます。

■2 学校教育

- 学力や体力、主体的な取組状況など
 - 小・中学校の国語・算数・数学は、概ね全国平均を上回る
 - 体力や運動能力は、男女とも全国や県の平均をやや上回る
 - 小学生の自己肯定感が低い傾向（R5調べ）
- 通級指導や特別支援学級に在席する児童生徒数が増加
- いじめや不登校対策の実施
- GIGAスクール構想によりICT環境を整備
- コミュニティスクール開始（R6）
- 地元産食材による学校給食の提供
- 外国語教育・国際理解教育を推進
- 教職員の働き方改革の推進
- 市教育センターにおける児童生徒等への支援
- 学校施設における大規模整備等の推進（普通・特別教室にはエアコン完備）
- 学校司書を全校に配置／学校図書館支援センターの設置



■3 生涯学習

- ジオパーク学習を核とした多彩な学習活動を推進
- コミュニティセンター／地域と連携した交流活動事業の実施
- 生涯学習活動の場を提供する複合施設や研修施設の運営
- 市立図書館／蔵書の一括管理や各種事業により、市民の読書活動を促進

■4 青少年教育

- 白山市子どもの権利に関する条例の制定（H19.4）
- 子どもの権利委員会の組織化、子ども総合相談室の設置
- 青少年団体等の社会教育関係団体を支援

■5 文化振興

- 白山市文化振興条例の制定（H28.3）
- 青少年の芸術振興等を目的として、各種事業を展開
- 文化財の保護と活用により、ふるさと意識の涵養を図る

■6 社会体育

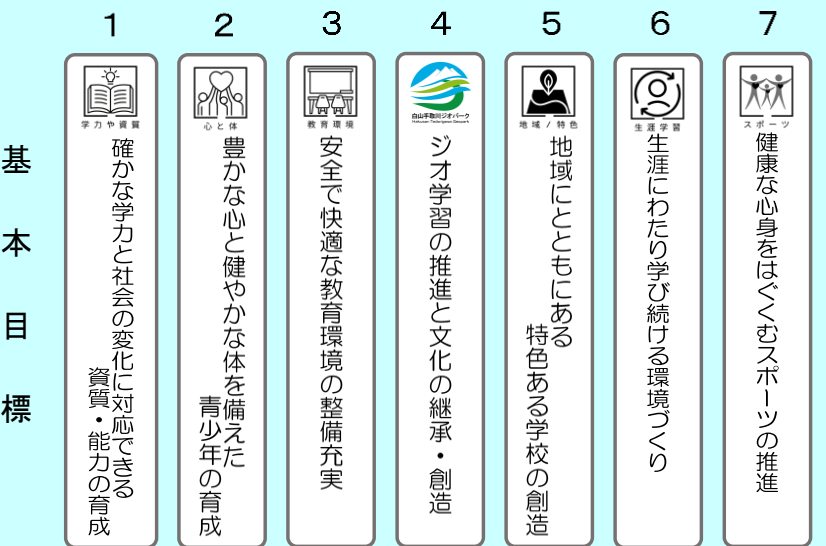
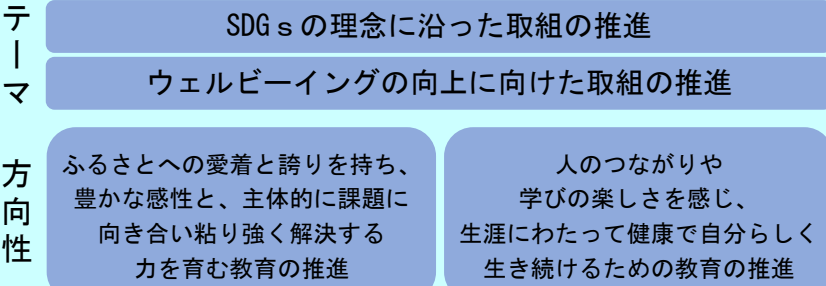
- 第2次白山市スポーツ推進計画の改訂（R6.3）
- 地域スポーツの推進を目的として、各種大会等を開催
- コミュニティセンターとの連携事業を実施

第3章 教育目標

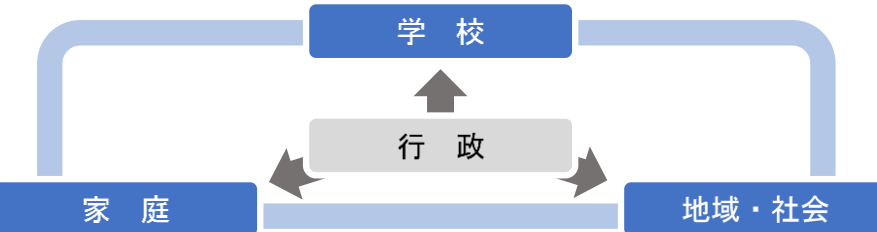
■1 基本理念、方向性、基本目標等

基本理念 ふるさと白山の 未来を拓く 人づくり

ふるさと白山に愛着と誇りをもち、持続可能なよりよいまちづくりの担い手となる、豊かな感性と健やかな体を備えた人材の育成に取組みます。



■2 学校、家庭、地域・社会、行政の協働



計画の実施にあたっては、学校、家庭、地域・社会、行政が協働し、それぞれの役割を担います。

■3 基本施策（第4章へ）

基本理念のもと、テーマ及び目指すべき教育の方向性をベースとして、基本目標を実現するための施策を立案

第 2 次白山教育振興基本計画 策定委員会等での主なご意見

開催日時 令和 6 年 6 月 26 日（水） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分
場 所 白山市役所 4 階 402 会議室
出席者 浅野委員、松田委員、越田委員、橋本委員、北嶋委員、
作本委員、澤井委員、廣谷委員、架間委員、荒木委員（10 名）

<主なご意見>

- 24 頁「(4) いじめ・不登校」について

小・中学校にスクールカウンセラーが配置されているが、市ではなく県の施策で配置されている。「いじめ対応アドバイザー」も県から派遣されている。市独自の施策としては教育センターがあり、「ふれあい教室」の機能は重要だと思う。センターにはソーシャルスクールワーカー、臨床心理士が配置されていることは大切なので、記載するとよい。また、中学校ではステップ教室に派遣指導員を派遣していて、これも白山市独自のものだと思う。

- 35 頁「こども家庭センター」について

これまでも健康福祉部所管の「発達相談センター」と教育委員会所管の「子ども総合相談室」という 2 つの組織があったが、情報共有や連携が不十分と感じていた。「こども家庭センター」の機能には、大変期待している。

- 用語について

「子ども」「子供」、「一人ひとり」「一人一人」などが混在しているので、使い分ける理由がない場合は用語を統一したほうがよい。

- ウェルビーイングに関して（質問）

自身の経験から言って、子どもの自己肯定感には受験が大きな壁となると思うが、ウェルビーイングとの兼ね合いはどのように考えているか。

（お答え）

長い将来を通して自分の人生をより良く生きていくという視点で、その下に土壌を作っていくことが大切だと考える。受験は大きな壁かもしれないが、それを突破できなかったら駄目ということではなく、努力を続けることや、自分が置かれた状況で精一杯頑張るということを大切にしていきたい。

- 外国人住民等に関して

例えば、外国人児童等との共生がある学校づくりだとか、そのようなことが計画に書いてあると、今から我が国が頼らなければならない外国人労働者の方々が、安心して、この白山市は自分たちがいて、結婚して、子どもを作って住めるまちなのだと思うのではないか。

- **外国人児童生徒に関して（26 頁など）**
外国人児童生徒に関する記載が少ないと感じる。日本語初期指導が第 1 に大事だとは思いますが、文化の違いで戸惑う子どもが多いのでフォローがあるとよい。また、外国人児童へのサポートだけでなく、日本人の子どもたちにとっても国際理解の良いチャンスでもある。外国籍だけれども、白山市の子どもとして育つ子どもたちを取り残さないためにも、もう少し文章がプラスされるとよい。
- **22 頁「自分にはよいところがあると感じている児童生徒の割合」について**
白山市の小学 6 年生の数値が低いことが気になる。これを上げるための取組や、それについての記載が計画のなかであるとよい。
- **26 頁「教員の働き方改革」について**
「月 80 時間」とは別に、白山市は「●時間以下を目指す」という取り組みが 4 章にあると良い
- **27 頁「教育施設の整備」について**
4 章で体育館の空調について記載できないか検討してほしい。能登半島地震のときに問題化したが、避難所としての機能もある。
- **社会教育に関して**
コミュニティセンターに移行後も社会教育に取り組んでほしい。社会教育主事を全センターに配備するなどという目標が 4 章にあるとよい。
- **「ウェルビーイング」に関して**
取り入れるのは良いことだとは思いますが、学校教育や社会教育にどう生かしていくのかが課題。
- **子どもの発達段階に応じた支援の必要性について**
内面に問題を抱える児童への対応は、小学校高学年から遅い。就学前・幼児期が大切で、もっと小さいころに「自分を大切にする」「愛されている」という素地ができていないといけない。発達段階に応じた自己形成が重要である。保育の現場でもぜひ検証してほしい。
近年、家庭における教育力の低下が問題となっている。親に出来ないなら、周りで支援するしかない。保護者への支援、家庭への支援が必要である。

令和6年度第1回総合教育会議 テーマ案（2）

学校指導 課

テーマ	不登校児童生徒に対する支援の充実について
内 容	不登校児童生徒は、年々増加し社会問題化している。白山市においても同様の傾向がみられる。多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、どの子にとっても居場所のある学校を創出すると共に学校は関係機関と連携し、一人一人に寄り添った支援の充実、学びの保障を図る必要がある。また、<u>学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を設置することにより</u>、白山市教育振興基本計画の基本目標1「確かな学力の形成と豊かな心の育成」を推進していきたい。（第2次白山市教育振興基本計画においては、基本目標2「豊かな心と健やかな体を備えた青少年の育成」）
具体的説明	<u>学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置</u> （R6設置状況35校） ・不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる。 （不登校特例校の設置に向けて【手引き】 令和2年1月 文部科学省） 例1：八王子市立高尾山学園小学部・中学部 （平成16年4月開校） 業務の概要（不登校児童生徒のための市立小中一貫校。全学年（小4～中3）の総合的な学習において、「講座学習」として教科にとらわれない個々の関心・意欲に応じた体験的な授業内容（スポーツ系・文化系・ものづくり系等）を週4時間設定。） 例2：東京シューレ江戸川小学校（令和2年4月開校） 業務の概要（「いろいろタイム」を教科として新設し、自然体験や文化体験等の体験活動を通じて、児童の学習意欲の向上や自主性・創造性・社会性の育成を目指す。）

	例３：宮城県富谷市立富谷中学校（令和４年４月開校） 不登校生徒が自らのテーマを設定し、探究的な学習ができるよう、総合的な学習の時間の充実を図り、自分が興味ある分野を追究し、生徒同士で発表し合うことで、自己肯定感や信頼感を高める。
	白山市でのイメージ（白山市立〇〇未来学園（仮称）） ○他校区の不登校児童の積極的受け入れ 駅等拠点地からのスクールバスの運行 ○独自教科「白山ジオ科（仮称）」の創設 ねらい：白山手取川ジオパーク等の地域資源を活かした様々な体験活動（海沿いや山麓等、地域の特色を生かした暮らし、シーズンスポーツ、環境維持活動 等）や、他専門機関等の方々との交流や実験等の探究型の授業を通して、児童生徒の「自己肯定感」を育む。 （※生活科・総合的な学習の時間を想定）
	<別添資料> ・学びの多様化学校について ・義務教育学校について ・教育課程特例校について ・特認校について

【概要】学びの多様化学校（不登校特例校）について

1. 学びの多様化学校とは

- 不登校生徒のために、独自の教育課程を設けている学校
- 指導要領に沿った教育カリキュラムではなく、一人ひとりの学力の遅れに対応した特別なカリキュラムで編成される（事業時間数や教科の新設等が可能）
- 学校教育法に基づく教育機関であるため、卒業資格が得られる
- 2005 年より「不登校特例校」として制度化され、文部科学大臣が指定／2023 年 8 月に改称
- 文科省は、2023 年現在で全国に 24 校ある学びの多様化学校を、今後 300 校まで増やすこととしている／不登校特例校の設置に向けた財政支援を創設

2. 学びの多様化学校のメリット・デメリット

<メリット（可能性）>

- 少人数制学級で手厚く支援する体制等により、きめ細かな支援が可能となる
- 高い進学率を誇るなど、子どもが自信を取り戻し再スタートできる学校としての成功事例がある

<デメリット（懸念点）>

- 教職員定数の標準に関する法律を越えて増員する教諭や職員の人件費は、市区町村が負担することになる
- 高校受験などをする場合、不登校特例校の授業だけでは学力が足りない場合がある

3. 事務手続き等

- 文科省HPに申請書類等一式の記載あり
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397819.htm

<指定の流れ>

文部科学省へ連絡（原則、開校予定の1年前）

→申請書類の提出 →文部科学省での審査 →指定通知の送付

<事前準備から届出まで（イメージ）>

- ・ 自治体内での検討（学校コンセプト等）
- ・ 都道府県との情報共有
- ・ 对外発信（プレスリリースや広報活動）
- ・ 議会対応（条例改正含む）
- ・ プレオープン
- ・ 人事配置
- ・ 設置の届け出（文科省の指定後に都道府県へ設置の届出）

※ 岐阜市教育委員会は、「草潤中学校の開校まで5年の準備期間が掛かり、膨大な時間と予算を要した」として、「特例校については問い合わせも多く、小学校の特例校の必要性も十分把握しているが、新たな特例校の設置は検討していない」とコメントしている（教育新聞取材）。

4. 県内外における設置状況

- 全国における設置数は、2024 年現在で 35 校／県内には設置校無し

「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)」の設置状況(R6)

学校数(35校)
【うち、公立学校21校、私立学校14校】



5. そのほか

- 分教室型(学校型以外の学びの多様化学校)
一般の小・中学校を本校として母体としつつ、既存の公共施設(文化会館等)を活用して分教室型で設置することができる。

学校名	設置場所
東京都調布市立第七中学校 はしうち教室	市民大町スポーツ施設内
東京都福生市立福生第一中学校 7組	市民会館さくら会館2階
東京都大田区立御園中学校 みらい学園	旧池上図書館を全面改修
宮城県富谷市立富谷中学校 西成田教室	西成田コミュニティセンター内
神奈川県大和市立引地台中学校分教室	大和市立柳橋小学校敷地内
香川県三豊市立高瀬中学校(夜間学級)	三豊市立高瀬中学校内
東京都世田谷区立世田谷中学校 ねいろ	教育センター(教育会館)2階
奈良県大和郡山市立郡山北小学校 分教室「ASU(あす)」	同市植槻町にあった旧法務局の建物 (市が全面改装。平屋建て、約280平方メートル)
奈良県大和郡山市立郡山中学校 分教室「ASU(あす)」	

- 資料
 - ・ 学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】(文科省 2023 改定)
 - ・ 学びの多様化学校解説資料(文科省)
 - ・ 不登校特例校の設置促進及び教育活動の充実(文科省)
 - ・ 小松市教委提供資料【取扱注意】

【概要】義務教育学校について

1. 義務教育学校とは

- 小学校・中学校の区切りを無くした教育課程 9 年の新たな学校制度
- 文部科学省が、学校教育制度の多様化や弾力化の推進等を目的として 2016 年 (H28) に制度化
- 前期課程が 1～6 年生、後期課程が 7～9 年生とされ、中学 1 年生のことを 7 年生と呼ぶ／そのうえで、柔軟な学年段階の区切りを設定することができる
- 義務教育学校で教える教師は、原則として、小学校と中学校の免許状の併有が定められている

(背景)

- ① 改正された教育基本法(2006)、学校教育法(2020)への対応
- ② 教育内容の量・質の充実化への対応
- ③ 児童生徒の発達が早期化していることへの対応
- ④ 中学校進学時の不登校やいじめ等の急増など、「中 1 ギャップ」への対応
- ⑤ 学校に社会性育成の場としての機能が求められるようになったことへの対応

	義務教育学校	小中一貫校
教育課程	前期課程 6 年間、後期課程 3 年間の合計 9 年間	小学校 6 年間・中学校 3 年間
教育体制	● 小学校、中学校で一人の校長及び副校長が担当 ● 職員は原則、小学校・中学校両方の免許を所有している教員に限る ※当面の間、どちらか一方の免許しか持たない場合、前期課程または後期課程それぞれの教諭等として活動可能	● 小学校、中学校それぞれに校長や教頭、教職員がいる ● 小学校は小学校の教員免許、中学校は中学校の教員免許によって授業を行なう
標準規模	18 学級以上 27 学級以下	小中それぞれ 12 学級以上、18 学級以下
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等

適正規模の目安であり、必須ではない

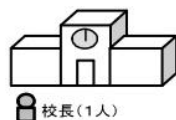
小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、一つの教職員組織

修業年限: 9 年
(前期課程 6 年 + 後期課程 3 年)

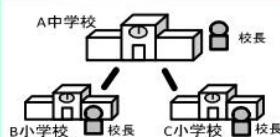


校長 (1 人)

小中一貫型小学校・中学校

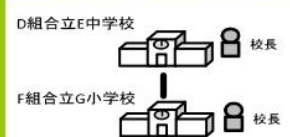
・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を行う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

2. 義務教育学校のメリット・デメリット

<メリット（可能性）>

- 柔軟なカリキュラムによる指導ができる
一貫教育の軸となる新教科等の創設や学年段階間での指導内容の入替え、前倒し等、教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められている。
- 中1ギャップの緩和や解消が見込める
小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす「中1ギャップ」に対して効果が期待できる。（不登校の減少など）
- 異学年交流を実施しやすい
小学生と中学生の交流が生まれ、小学生は中学生が行っている学習やイベントに興味をもつようになり、中学生はリーダーシップを発揮するようになる。また、部活動への段階的な参加が可能となる。
- 校務の効率化や質の向上につながる
教職員の配置を工夫することで、業務の効率化を図ることができる。例えば、養護教諭や学校事務職員等の配置や部活動顧問の配置など。
- P T A組織の一本化が図られる
P T Aの組織を一本化したり、合同の協議組織を設けたりすることができる。

<デメリット（懸念点）>

- 人間関係が固定化しやすい
- 高学年生徒が低学年生徒に及ぼす影響に配慮が必要
小学校高学年におけるリーダー性の育成が阻害されるのではないか。
- 学年数・学級数が多く細部に目が届きにくい場合がある
- 転出入する児童生徒への対応が必要になることが想定される
- 教員は小・中両方の教員免許が必要

3. 事務手続き等

※ 義務教育学校の設置に係る申請や手続き等についての情報が乏しいため、小松市教育委員会に問い合わせ（後述）

4. 県内外における設置状況

- 全国における開校数は、2022年現在で178校

義務教育学校数の推移



<石川県内 3 校>

● 珠洲市

大谷小中学校

- ① 西部小学校と大谷中学校を統合し、2016 年（平成 28 年）4 月に義務教育学校として開校
- ② 生徒数は前期 13 人：③クラス、後期 10 人：②クラス（2022 年）

宝立小中学校

- ① 宝立小学校と立宝立中学校を統合して 2012 年（平成 24 年）4 月に開校、2016 年（平成 28 年）義務教育学校に移行
- ② 生徒数は前期 50 人：⑥+①（特支、以下同）、後期 22 人：③+①（2022 年）

● 小松市

松東（しょうとう）みどり学園

- ① 金野小学校、西尾小学校、波佐谷小学校、松東中学校を統合して 2021 年（令和 3 年）4 月に開校／石川県内で 3 校目
- ② 生徒数は前期 118 人：⑥+①、後期 67 人：③+①（2022 年）
- ③ 教育課程特例校として、「みらい探究科」を新設

概 要 「地域」「社会」「未来」「世界」をテーマとして探究的な活動を行うため、生活科に当たる「未来探究科」を設け、1～9 年生が SDGs を学ぶほか、1 年生から英語教育が行われている。9 年間を見通して、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を身に付けることを目標とする。

<開校までの流れ等> ※小松市教委への問合せ結果

- H25 統廃合に向けた地元協議を開始
- H27 新しい学校づくり推進委員会を設置（R2 校舎完成後に解散）
- H28 推進委員会の中で新しい学校のコンセプトとして義務教育学校を提示
- H29 校舎改修・増築に向けたプロポーザルを実施
- H30 実施設計（旧・中学校校舎は改修、隣接して小学校校舎を増築）
- R 元. 9 月～R2. 8 月末 校舎改修・増築工事
- R2. 9 校舎共用開始
- R2. 12 小松市議会で設置条例を議決
- R3. 3. 1 石川県教委に義務教育設置届出書を提出 ※
- R3. 4 義務教育学校として開校

※義務教育設置届出書

添付書類：小松市における設置条例関係、位置図、施設台帳、通学区域

- ・ 人員（教員）配置等は、事前に県教委等と諮る必要があり、設置届出書を県に提出する前に協議が重ねられていたはずだが詳細不明
- ・ 県との協議は、小松市教育長の下に居たマネージャーの方が専ら担当していた（すでに退職）

<県外の例>

千葉県市川市立塩浜学園

- ① 塩浜中学校と塩浜小学校を統合し、2015 年度に小中一貫校として開校し、翌年に義務教育学校に転換
- ② 生徒数は前期 176 人：⑥クラス、後期 235 人：⑨クラス（2022 年）
- ③ 教育課程の特例を活用して「塩浜ふるさと防災科」を設定。

概要 ふるさと塩浜の歴史や自然環境に触れて理解を深めたり、自然災害発生を想定し、それに備えて地域の方々と協力しながら自ら考え自ら進んで活動したりすることで、地域に誇りや愛着を持った思いやりのある豊かな心と、自主的に問題解決を行う、たくましく生きる力を育む。

9 年間一貫した系統性・連続性のある教育課程として、保護者や地域の方々の協力を得て「ふるさと」に関わる内容と「防災」に関わる内容を学ぶ。

（下図：市川市立塩浜学園における教育課程）

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
教育課程の区分	前期課程 (小学校学習指導要領)						後期課程 (中学校学習指導要領)		
	Sブロック (start/small) 基礎期				Mブロック (middle/medium) 充実期		Lブロック (last/large) 発展期		
指導形態	学級担任制				教科担任制				
	学級担任制						教科担任制		
教育課程の特例	生活科		塩浜ふるさと防災科						
	外国語の時間 適宜 外国語活動指導員・担任				外国語活動 週1 ALT・担任・外指		英語 週4 英語科教員・ALT		

※5～6年生は教科の「一部」に教科担任を取り入れている

5. そのほか

- 編入（転出入）について・手引き（後述）98 頁
- ・ 小中一貫教育を実施する学校と通常の小・中学校が併存することにより、通常の小・中学校から小中一貫教育を実施している学校に転校する場合やその逆の場合に、学習内容の欠落が生じたり、新たな学校への適応に困難が生じたりしないよう配慮すること
- ・ 具体的には、転出入校間における引継ぎとして、当該児童生徒が先取りして学習した事項や学習しなかった事項等を、具体的に指導要録へ記載／教科書の対応ページを記載するなど、通常の教育課程との違いを具体的に分かりやすく示した資料をあらかじめ備えておく、など
- 資料
- ・ 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文科省 2016）

【概要】教育課程特例校について

1. 教育課程特例校とは

- 文部科学大臣が、学校教育法施行規則第 55 条の 2 等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度
- 許可を受けた学校に対し、全国一律の規制とは違う制度を認める仕組みであり、特色ある教育を実施することで子どもたちの教育の充実を図ろうというもの

2. 教育課程特例校のメリット・デメリット

<メリット（可能性）>

- 子どもの個性の伸長や表現力思考力の高まりや、友達との協調性の高まり、既存の教科にない学習成果、以前は活躍できなかった子どもが活躍する場が増える可能性など

<デメリット（懸念点）>

- 特例校の教育課程を実施することにより、子どもや教員の負担が増えてしまうおそれがあること

3. 事務手続き等

- 文科省HPに申請書類等一式の記載あり
<https://curriculumdb.mext.go.jp/bc/tr/>
- ※ 8 月末までに文部科学省へ指定申請書を提出

4. 県内外における設置状況

- 令和 5 年 4 月現在で、全国に 1,801 校。
- ・ 石川県内は 56 校。うち 54 校が金沢市で教科は英語。残り 2 校が小松市立松東みどり学園（教科はみらい探求科）と能登町立小木小学校（教科は海里科）

5. そのほか

- 資料
- ・ 教育課程特例校制度（概要）

【概要】特認校について

1. 特認校とは

- 自然豊かな環境に恵まれた小規模校を中心に、特色ある教育を展開して、学区外からでも入学を許可することのできる学校のこと／小規模特認校、特認制度実施校とも呼ばれる
- 昭和 52 年 4 月に札幌市で始まったと言われる
- 文部科学省が、平成 9 年の教育改革プログラムの中で、児童数が減少し存続が危ぶまれる小学校において、小規模の良さを活かした「特色ある学校運営」を進める場合に限り、自治体全域から児童を集めることが認められる「小規模特認校制度」を創設（会津若松市HPより）
- 文科省による 1997 年（平成 9 年）「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」

2. 特認校のメリット・デメリット

<メリット（可能性）>

- 学習指導や生活指導等においてきめ細かな指導を行うことができる
- 保護者や地域住民との連携により、地域の特性を活かした特色ある教育活動を行うことができる
- 特認校に就学する児童生徒にとっては、学校を選択することができる
- 特認校に在籍している児童生徒にとっては他の地域の児童生徒と接することで人間関係を広げることができる

<デメリット（懸念点）>

- 校区外から通学している子どもにとっては、通学区域が広範囲になるため、通学の負担が発生する／自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になりやすい
- 多くの入学者数は望めず、根本的に学校規模等の適正化を図ることは難しい
- もともと小規模校であることから、特認校としての成果がみられなければ学校統廃合の対象になることもありうる

3. 事務手続き等

- 市町村の教育委員会が要綱によって定める
※文科省への申請等は不要。事前に県教委との連絡調整は必要と思われる

4. 県内外における設置状況

- 全国で多数設置されており、総数や一覧は不明（文科省による R4.5 月現在の調べでは、少なくとも全国で 250 以上の市町村教育委員会が特認校を設置している）

<石川県内の例> ※生徒数はいずれも 2023 年

- 金沢市

湯涌小学校

2006 年（平成 18 年）より／生徒数 33 人

芝原中学校

2006 年（平成 18 年）より／生徒数 34 人

内川小・中学校

設置年不明／生徒数 60 人

医王山小・中学校

設置年不明／生徒数 82 人

- 珠洲市

大谷小中学校

- ③ 西部小学校と大谷中学校を統合し、2016 年（平成 28 年）4 月に義務教育学校として開校／2023 年（令和 5 年）4 月より小規模特認校制度を採用、但し初年度は制度を利用した入学者無し

- ④ 生徒数は前期 11 人：③クラス、後期 11 人：②クラス

- かほく市

金津小学校

- ① 2020 年（令和 4 年）4 月より小規模特認校に指定
- ② 生徒数は 60 人

5. その他
